

資 料 編

1	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2
2	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 施行規則	10
3	老人福祉法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）	11
4	介護保険法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）	13
5	警察庁通知（高齢者虐待事案への適切な対応について）	16
6	老人ホームへの入所措置等の指針について	24
7	やむを得ない事由による措置要綱（参考例）	28
8	成年後見制度における市町村長申立に係る要綱（参考例）	34
9	成年後見制度利用支援事業実施要綱（参考例）	36
10	高齢者虐待発見チェックリスト	37
11	高齢者虐待相談票	39
12	高齢者虐待調査票	40
13	家庭等への復帰を目指したチェックリスト	42
14	各種相談機関一覧	47

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業，同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業，同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業，同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業，同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が，当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し，その他養介護施設を利用し，又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については，高齢者とみなして，養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は，高齢者虐待の防止，高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため，関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は，高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう，これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため，関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は，高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため，高齢者虐待に係る通報義務，人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は，高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに，国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設，病院，保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等，医師，保健師，弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は，高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は，国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等

（相談，指導及び助言）

第六条 市町村は，養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため，高齢者及び養護者に対して，相談，指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高

齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らし

てはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、[老人福祉法第三十二条](#)の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～六 (略)

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規

定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

三 （前略）

附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

六 （略）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日 厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一條 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同上第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第二條 法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三條 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

○老人福祉法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）

（報告の徴収等）

第 18 条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

第 18 条の 2 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第 14 条の 4 の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第 5 条の 2 第 2 項から第 7 項まで、第 20 条の 2 の 2 若しくは第 20 条の 3 に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第 1 項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第 17 条第 1 項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設定設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第 15 条第 4 項の規定による認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない

第四章の二 有料老人ホーム

(届出等)

第29条

- 9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

○介護保険法（通報を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文）

（報告等）

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

三 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

四 第七十四条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなけ

ればならない。

- 5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不

正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

※その他の報告等、勧告、命令等、指定の取消し等の条文

指定地域密着型サービス事業所	第78条 6～9
指定居宅介護保険支援事業者	第83条～84条
指定介護老人福祉施設	第90条～92条
介護老人保健施設	第100条～104条
指定介護予防サービス事業者	第115条の7～9
指定地域密着型介護予防サービス事業者等	第115条の17～19
指定介護予防支援事業者等	第115条の27～29

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第27号
警察庁丙給厚発第6号
警察庁丙地発第8号
警察庁丙刑企発第8号
平成18年3月16日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
高齢者虐待事案への適切な対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。別添1。）が平成17年11月1日に成立し、同月9日に公布され、本年4月1日に施行されることとなった。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえ、各都道府県警察にあつては、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、本通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。したがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報をすること。なお、介護保険法の改正により平成18年4月から設置される地域包括支援センター（別添2参照）において、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得る（法第17条第1項参照）ため、警察が認知した事実について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものである。虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して警察が高齢者虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば、通報をすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村に通報をすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報をすることとして差し支えない。

エ 配偶者からの暴力事実に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応を行うこと（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切に対応について」（平成13年7月9日付け警察庁丙生企発第36号ほか）、「配偶者からの暴力相談等対応票の改正について」（平成16年11月17日付け警察庁丙生企発第76号ほか）を参照）。なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、被害高齢者の要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事実については、生活安全部門に集約し生活安全部門から市町村に通報するものとする。

通報は、原則として、別添3の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添4を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がない

ときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合は適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書（別添5）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときである（法第12条第3項）ので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者対策担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ連切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

別添 2

○ 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（地域支援事業）

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
- 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

- 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センター）

第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省

- 令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
 - 5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。
 - 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(実施の委託)

- 第百十五条の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。
 - 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
 - 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

別添3

第 号 高齡者虐待事案通報票 年 月 日 ○ ○ 市(町, 村)長 殿	
警察署長 <input type="checkbox"/> 印	
次のとおり高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見したので、通報します。	
発見年月日	年 月 日
発見の経緯	
高齡者	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生年月日 年 月 日生 (歳)
	住 所
	電 話 () 一 番
	職 業 等
養護者等	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生年月日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 高齡者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () 一 番
	職 業 等
	高齡者との 関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の 状 況	行為類型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容
参 考 事 項	
担当者・連絡先	警察署 課 電話 () 一 番 内線

別添4

高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合には、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要かおる場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「口その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「口その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するものすべてにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

別添5

<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">高齢者虐待事案に係る援助依頼書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">〇 〇 警察署長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">〇 〇 市(町, 村)長 印</p> <p style="margin: 0;">高齢者虐待の防止, 高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項 及び同条第2項の規定により, 次のとおり援助を依頼します。</p>						
依頼事項	日 時	年 月 日	時 分	～	時 分	
	場 所					
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()				
高齢者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女				
	生年月日	年 月 日生 (歳)				
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()				
	電 話	() 一 番				
	職 業 等					
養護者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女				
	生年月日	年 月 日生 (歳)				
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()				
	電 話	() 一 番				
	職 業 等					
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待				
	虐待の内容					
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由						
警察の援助を必要とする理由						
担当者・連絡先	所属・役職	氏 名				
	電話 () 一 番 内線 携帯電話 一 一 番					

○老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了解の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあっては福祉事務所長に委任することができる。

第3 入所判定委員会の設置

1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあっては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的を開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

第4 入所措置の要否判定

1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事項については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

第7 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

(1) 措置の基準に適合しなくなった場合

(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合

(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略

〇〇市（町村）やむを得ない事由による措置要綱（参考例）

（趣旨）

第1条 この要綱は、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスを利用することが著しく困難である者に対し、〇〇市（町村）が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

- 要綱がなくても措置はできますが、やむを得ない措置を適正かつ公平に運用するとともに、市町村の担当者等が、必要なときには、ためらわずに当該措置がとれるようにするためには、要綱等で根拠を定めておく必要があります。

（対象者）

第2条 この要綱における、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難である者（以下「対象者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市（町村）内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けることにより、本人の意思に反して介護サービスの利用契約が締結できない者
- (2) 市（町村）内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない者
- (3) その他市（町村）長が必要と認める者

- 65歳未満であっても加齢に伴う疾病障害等で介護保険サービスを必要とする者であればやむを得ない措置の対象となります。

（措置の内容）

第3条 市（町村）長は、第2条第1項に規定する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護の供与
- (2) 介護保険法に規定する通所介護の供与
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護の供与
- (4) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護の供与
- (5) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設への入所

（措置の決定及び開始）

第4条 市（町村）長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関

係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

- 2 市(町村)長は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。
- 3 市(町村)長は、第1項の実態調査及び第2項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。
 - (1) 当該者の意思と尊厳
 - (2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境
 - (3) 近隣住民等の生活への影響
 - (4) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情
- 4 市(町村)長は、前項による措置の決定を行った場合は、措置決定通知書(様式第1号)により当該者に通知するものとする。
- 5 市(町村)長は、措置を決定したときは、措置委託通知書(様式第2号)により、指定居宅サービス事業者又は指定施設サービス事業者(以下「事業者」という。)にサービスの提供を委託する。
- 6 市(町村)長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

- やむを得ない措置を行う場合、要介護認定を受けていることが前提となりますが、緊急時等で要介護認定が間に合わない場合は、要介護認定前に措置を開始することができます。
- 下記のような場合でもやむを得ない措置の実施は可能ですので、まず高齢者本人の保護を優先し、措置を行い、その後、本来の契約に移行できるよう整えていくべきです。
 - ・ 家族の反対や抵抗がある。
 - ・ 家族が年金を渡さないなど、本人が費用負担できない。
 - ・ 本人が受診を拒み、要介護認定ができない。

(費用の支弁)

第5条 市(町村)長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、また介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合は、その軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。

(費用の請求)

第6条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第3号)により市(町村)長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第7条 市(町村)長は、第5条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)

から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合には、費用の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると市（町村）長が認めた場合

（措置の変更）

第8条 市（町村）長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、措置を変更するものとする。

2 市（町村）長は、措置を変更したときは、様式第1号及び様式第2号により当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

（措置の解除）

第9条 市（町村）長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
- (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
- (3) その他市（町村）長が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めたとき

2 市（町村）長は、措置を解除したときは、様式第1号及び様式第2号により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

（成年後見制度の活用）

第10条 市（町村）長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなど、当該措置に係る者が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度を活用できるよう援助するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市（町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第4条・第8条・第9条関係）

措置決定通知書

（開始・解除・変更）

様

平成 年 月 日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

老人福祉法第〇〇条第〇項第〇号の規定並びに〇〇市（町村）やむを得ない事由による措置要綱第3条第1項第〇号の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号)		
措置区分	開始・解除・変更	実施年月日	平成 年 月 日から実施	
決定内容 (変更, 解除を含む)				
決定理由				
措置を受ける人の自己負担	有り ・ 無し (自己負担額 円)			
その他				

様式第2号（第4条・第8条・第9条関係）

措置委託通知書

（開始・解除・変更）

（事業者・施設名）

（代表者名・施設長名） 様

平成 年 月 日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

老人福祉法第〇〇条第〇項第〇号の規定並びに〇〇市（町村）やむを得ない事由による措置要綱第3条第1項第〇号の規定に基づき，次のとおり措置を決定したので通知（委託）します。

措置を受ける人	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号)		
措置区分	開始・解除・変更	実施年月日	平成 年 月 日から実施	
決定内容 (変更, 解除を含む)				
決定理由				
措置を受ける人の自己負担	有り ・ 無し (自己負担額 円)			
その他				

様式第3号（第6条関係）

措置費請求書

平成 年 月 日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 様

（事業者・施設名）

（所在地）

（代表者名）

印

このことについて、次のとおり請求します。

措置対象者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号)		
請求金額	金 円 (うち消費税 円)			
提供したサービスの内訳と積算				

成年後見制度における市町村長申立に係る要綱（参考例）

（成年後見制度の市町村長申立の活性化と成年後見人等報酬助成の速やかな実施を求める意見書〔平成15年8月22日 日本弁護士連合会〕）

（目的）

第1条 この要綱は、民法で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、成年後見、保佐、補助（以下「成年後見等」という。）開始審判の市町村長申立につき必要な事項を定めることを目的とする。

（審判申立の判断基準）

第2条 市町村長は、成年後見等開始審判申立を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力（民法7条、第11条、第14条）
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の親族の存否及び当該親族が成年後見等開始審判申立を行う意思の有無
- (4) 本人の福祉を図るために必要な事情

（市民等の市町村長への通報）

第3条 下記に定める者は、本人が第1条の目的で定める成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、成年後見等開始審判申立を市町村長に通報することができる。通報を受けた市町村長は、本人面談等をし、第2条の判定基準に基づき、速やかに申立を行うものとする。

- (1) 社会福祉法第2条で定める事業に従事する職員、第15条に定める職員、及び介護保険法第7条に定める事業に従事する職員
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5、及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に定める職員
- (3) 民生委員
- (4) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

（審判申立に係る費用）

第4条 市町村長は、成年後見等開始審判申立に基づき審判が下され、成年後見人等が選任されたときは、家事審判法第7条、非訟事件手続法第26条に基づく審判に基づき、審判に要した費用（鑑定費用を含む）について、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が〇〇市（町村）

の成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める助成の対象者であるとされたときは、この限りでない。

(審判申立の手續)

第5条 成年後見等開始審判申立に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(親族等への援助)

第6条 市町村長は、第2条の総合的考慮を行うにあたって、成年後見等開始審判の趣旨及び申立費用等について十分説明を行った後に、本人の親族が成年後見等開始審判申立を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、本人の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を、個人情報保護の趣旨に反しない限度で提供し、親族が行う申立手續等の援助をすることができる。

(その他)

第7条 市町村長は、この要綱の施行にあたって必要な手續事項を別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

成年後見制度利用支援事業実施要綱（参考例）

（目的）

第1条 本事業は、介護保険サービス及び障害者福祉サービスを利用するために、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者又は知的障害者で、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することにより成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 助成の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者、知的障害者等
- (2) 市町村長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- (3) 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

（助成対象費用）

第3条 助成対象費用は、成年後見等開始審判申立に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という）の報酬の全部又は一部とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

2 成年後見人等の報酬助成額は、次の金額を基準とする。

〔助成限度額〕	在宅	1か月当たり	円
	入所	1か月当たり	円

（審判申立費用等の助成）

第4条 市町村長は、本人の資産の状況を調査して、審判費用等の助成を行うものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第5条 審判申立費用等の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市町村長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第6条 市町村長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減する。

（その他）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項及び様式等は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

高齢者虐待発見チェックリスト

(複数の項目にあてはまると虐待の存在の可能性が高くなります。)

種別	チェック欄	虐待のサイン
各種虐待に共通		通常の行動が不自然に変化する。
		たやすく怯えたり，恐ろしがったり，過度に怯えたり，恐怖を示す。
		人目を避け，多くの時間を一人で過ごしている。
		医師や保健・福祉の関係者に話すことや援助を受けることをためらう。
		医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
		睡眠障害がある。
		不自然な体重の増減がある。
		物事や周囲のことに對して極度に無関心である。
身体的虐待		説明のつかない転倒や，小さな傷が頻繁に見られる。
		大腿部の内側や上腕部の内側，背中などにあざやみみずばれがある。
		回復状態がさまざまな段階の傷やあざ，骨折の跡がある。
		頭，顔，頭皮などに傷がある。
		臀部や手のひら，背中などにやけどの跡がある。
		「家にいたくない」，「蹴られる」などの訴えがある。
		傷やあざに関する説明のつじつまが合わない。
介護・世話の放棄・放任		居住する部屋，住居が極端に非衛生的である，あるいは異臭がする。
		部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している。
		寝具や衣服が汚れたままであることが多い。
		濡れたままの下着を身につけている。
		かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができています。
		身体にかなりの異臭がする。
		適度な食事をとっていない。
		栄養失調の状態にある。
心理的虐待		疾患の症状が明白であるにもかかわらず，医師の診断を受けていない。
		指しゃぶり，かみつき，ゆすりなどの悪習慣が見られる。
		不規則な睡眠（悪夢，眠ることへの恐怖，過度の睡眠など）の訴えがある。
		ヒステリー，強迫観念，脅迫行為，恐怖症などの神経症的反応が見られる。
		食欲の変化，摂食の障害（過食，拒食）が見られる。
虐待的		自傷行為が見られる。
		不自然な歩行や座位の困難が見られる。
		肛門や性器からの出血や傷がある。
経済的虐待		性器の痛み，かゆみを訴える。
		年金や財産などがあり財政的に困っているはずはないのに，お金がないと訴える。
		財政的に困ってないのに，本人や家族が費用負担のあるサービスを受けたがらない。
		サービスの費用負担や生活費の支払いが突然できなくなる。
		資産の状況と衣食住などの生活状況との落差が激しい。
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。	

介護者・家族	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている。
	高齢者の健康に関して関心が低く，受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする。
	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健や福祉の専門家に会うことを嫌がる。

高齢者虐待相談票

相談	電話 ・ 来所 ・ 訪問
----	--------------

相談日時	年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分	
相談者	本人との関係			
	連絡先		— —	
被虐待者氏名	性別	男・女	生年月日	M T S 年 月 日 (歳)
被虐待者住所			電話番号	
被虐待者の認知症の状況	正常・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa Ⅲb・Ⅳ・M・不明		被虐待者のADL状況	正常・J1・J2・A1・A2 B1・B2・C1・C2・不明
受診状況(病名)			受診機関	
介護保険の申請の有無	有 ・ 無 介護度 ()	ケアマネジャー		サービス利用状況
虐待者	(歳)	特記事項 (家族関係・経済状況等)		世帯構成
虐待の状態				
相談内容				
対応				
対応者				

相談受理機関 ()

高齢者虐待調査票

被虐待者氏名：

調査日：平成 年 月 日

本人の状況	経歴・職歴 過去のトラブル							
	家族等の状況	同居家族の職業・問題点、過去のトラブル等	氏名	職業・問題点、過去のトラブル等				
		別居家族緊急連絡先	氏名	続柄	年齢	住所	電話	職業
		親戚	氏名	続柄	年齢	住所	電話	職業
	キーパーソン	1 問題解決のための協力者： 2 本人・家族に最も影響力のある人物 3 成年後見制度の後見人候補（4親等内親族）						
虐待の状況	現状・経過	（詳細別紙）						
	緊急性の有無 有・無	1 本人が保護救済を強く求めている。 2 生命に危険な状態（重度のやけどや外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等） 3 生命に危険な行為が行われている。 （頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等） 4 確認できないが上記である可能性が高い。						
	高齢者本人真意・希望	1 在宅維持、家族との生活 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他（内容）						
	補足事項 （虐待の内容、虐待の頻度及び虐待の要因の欄は、下表の中から該当する事項の番号を記入する。）	虐待者	氏名	続柄	虐待の内容	頻度	虐待の自覚	虐待の要因
						1 2 3 4 5	有・無・不明	
【虐待の内容】 （身体的虐待）		①外傷（出血、骨折、やけど） ②傷にならない暴力（殴る、蹴る、叩く） ③拘束（縛り付け、閉じこめ） （心理的虐待） ④暴言、威圧、侮辱、脅迫 ⑤無視 ⑥嫌がらせ （性的虐待） ⑦不必要な性器への接触 ⑧下半身を裸にして放置						
【虐待の頻度】		⑨日常必要な金銭を渡さない ⑩年金、預貯金等の取り上げ ⑪不動産、有価証券等の無断売却 （介護・世話の放棄・放任） ⑫入浴・排泄の介助放棄 ⑬水分食事摂取放任による身体的ダメージ ⑭劣悪な住環境の中で生活させる。 ⑮介護・医療サービスを利用させない ⑯介護者が自宅に戻らないことがある。 ⑰その他（ ）						
【虐待の要因】		1 いつも／毎日 2 週に数回 3 月に数回 4 月に1回以下 5 分からない						
		①高齢者本人の認知症による言動の混乱 ②高齢者本人の介護の困難さ・難しさ ③高齢者本人の性格や人格 ④高齢者本人の過去（来し方） ⑤虐待者の身体障害 ⑥虐待者の知的障害・知的問題 ⑦虐待者のアルコール依存 ⑧虐待者の精神障害（アルコール依存除く） ⑨虐待者の上記以外の疾病 ⑩虐待者のギャンブル依存						
		⑪虐待者の性格や人格 ⑫虐待者の介護疲れ・介護ストレス蓄積 ⑬虐待者の知識や情報不足 ⑭虐待者の外部サービス利用への抵抗感 ⑮高齢者本人と虐待者との人間関係 ⑯家族・親族の無関心、無理解、非協力 ⑰経済的困窮 ⑱経済的利害関係（財産、相続） ⑲その他（ ） ⑳不明						

家庭等への復帰を目指したチェックリスト



1 基本情報

ケースNo	
被虐待者氏名	
養護者氏名	
虐待の種類	
記入日	
記入者	所属 氏名

2 チェックリストの構成

経過	交流状況，施設の判断，市町村の判断
被虐待者本人	家庭等復帰の希望，養護者への思い，疾病管理，対人関係や情緒の安定，日常生活の自立，リスク回避能力
養護者	引取りの希望，虐待の事実認識，高齢者の立場に立った見方，高齢者支援の知識・技術，衝動のコントロール・精神的安定，関係機関等との関係構築
家庭環境	親族との関係，生活基盤の安定
地域・行政	地域・近隣における支援，地域の受入れ体制と連携調整，危機対応の体制整備

3 チェックリストの使用にあたって

- ① このチェックリストは，措置を行った市町村と受け入れた施設双方で行ってください。
- ② このチェックリストは，措置入所中の被虐待者について，家庭等への復帰を検討する際に最低限押さえておくべき項目を整理したものです。チェックリストは，あくまでも一つのツールですので，その限界を理解した上で活用してください。
- ③ それぞれの項目を4段階でチェックし確認することを目的にしています。チェックを行うに当たっては，各種の情報を吟味し客観性を確保することを十分に意識し，高齢者虐待ネットワーク会議等で施設や地域の関係機関と協働して共通理解を図るようにしてください。
- ④ チェック項目に「はい」の数が多いほど，家庭等への復帰の可能性が高いと考えられるので，より多くの項目において「はい」となることが原則ですが，「はい」の数がいくつ以上だと家庭復帰できる，というような使い方ではなく，家族と地域の支援体制を総合的に判断するツールとして使用してください。
- ⑤ 全ての項目が「はい」にならないと家庭復帰できないということではなく，否定的にチェックされた項目については，虐待が再発するリスクを適切に認識した上で，リスクに対応する手だてを講じることができるかどうか，家庭復帰を判断する上で重要になります。
- ⑥ なお，本チェックリストの活用方法としては，養護者の変化を追った援助を組み立てるために，被虐待者が施設へ入所した時点，入所中，家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い，それぞれの時点での課題を明らかにしていく使い方も考えられますので，有効に活用してください。

項目	番号	視点	チェック項目と留意点 (右の該当欄に○)	はい	やや はい	やや いいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1	交流 状況	<p>被虐待者本人が、養護者との面会や家庭等への外泊等を計画的に実施し、経過が良好である。</p> <p><留意点> 措置を行った市町村と受け入れた施設で作成した支援計画に沿った実施状況をチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①被虐待者及び養護者に対する支援方針等が、高齢者虐待ネットワーク会議等で情報共有されているか。</p> <p>②面会、外出、外泊(前後等を含む)のときに、被虐待者や家族に拒否的な表情や態度がなく、安定した時間を過ごせるか。</p> <p>③交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか。</p>						
	2	施設の 判断	<p>施設が、家庭等に戻ることを進めることが適切だと考えているか。</p> <p><留意点> 措置を行った市町村と受け入れた施設が綿密に情報交換を行い、施設が家庭等に戻るが適切と考えた根拠を確認する。(治療を受けている被虐待者の場合、主治医の意見を参考にする。)</p> <p>(例)</p> <p>①施設が判断した根拠は何か。</p> <p>②施設が判断した根拠に妥当性はあるか。</p> <p>③高齢者虐待ネットワーク会議等で共通認識が図られているか。</p>						
	3	市町村 の判断	<p>措置を行った市町村が、家庭等に戻ることを進めることが適切だと考えているか。</p> <p><留意点> 措置を行った市町村と受け入れた施設が綿密に情報交換を行い、市町村が家庭等に戻るが適切と考えた根拠を確認する。(治療を受けている被虐待者の場合、主治医の意見を参考にする。)</p> <p>(例)</p> <p>①市町村が判断した根拠は何か。</p> <p>②市町村が判断した根拠に妥当性はあるか。</p> <p>③高齢者虐待ネットワーク会議等で共通認識が図られているか。</p>						
被虐待者本人	4	家庭等 復帰の 希望	<p>被虐待者本人が、家庭等への復帰を望んでいるか。</p> <p><留意点> 被虐待者がどの程度家庭復帰を望んでいるか、養護者との間にずれがないかをチェックする。(市町村は必ず面接を行い確認する)</p> <p>(例)</p> <p>①被虐待者本人の希望に妥当性があるか。</p> <p>②被虐待者本人が、養護者に言い含められていないか。</p> <p>③被虐待者本人の話は、家庭での生活として具体性があるか。</p>						
	5	養護者 への 思い	<p>被虐待者本人が、養護者に対する恐怖心がなくなり、家庭等で安心・安定した状況で自然な接触ができるか。</p> <p><留意点> 被虐待者本人が、養護者に対する恐怖心があるか、医学・心理学面の情報などをチェックする。(市町村は必ず面接を行い確認する)</p> <p>(例)</p> <p>①被虐待者本人が、養護者の言動やしぐさにおびえることはないか。</p> <p>②被虐待者本人が、養護者を頼り、信頼する行動が見られるか。</p> <p>③被虐待者本人が、家へ帰りたあまりに、養護者に過度に適應していないか。</p>						
	6	疾病 管理	<p>被虐待者本人の疾病に対し、継続的に通院・内服ができるか。</p> <p><留意点> 被虐待者本人の健康面についてチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①主治医より、被虐待者本人への定期的な受診指導があるか。</p>						

項目	番号	視点	チェック項目と留意点（右の該当欄に○）	はい	やや はい	やや いいえ	いいえ	不明	特記事項
被虐待者本人	6	疾病管理	②被虐待者本人が家庭等に戻った場合、通院・内服が継続され、主治医の管理が行えるか。 ③被虐待者本人が、自分の健康について訴えることができるか。						
	7	対人関係や情緒の安定	民生委員や近隣住民等との対人関係に問題がなく、被虐待者本人の情緒面が安定しているか。 ＜留意点＞ 被虐待者本人の、対人関係などの社会性や本人の情緒面についてチェックする。（主治医と相談する） （例） ①被虐待者本人の、不安抑うつ、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどが無いか。 ②被虐待者本人が、過度の攻撃性や依存、対人関係の距離の取り方、その他適応に問題がなく安定しているか。 ③被虐待者本人に暴力・暴言等社会的逸脱行為はないか。						
	8	日常生活の自立	被虐待者本人の認知面・身体的自立面等から、家庭での日常生活が可能であるか。 ＜留意点＞ 被虐待者本人の心身機能（認知・身体）についてチェックする。 （例） ①被虐待者本人が、日常生活面での意思疎通及び基本的な生活面での判断ができるか。 ②被虐待者本人が、日常生活行為を行える能力がどこまであるか。 ③被虐待者本人の持病等の治療を継続し、内服等が自己管理できるか。						
	9	リスク回避能力	虐待の再発などの危機状況にある時、被虐待者本人が関係者等に相談するなどして危機回避ができるか。 ＜留意点＞ 被虐待者本人が危機状況に陥りそうになったとき、自力で対処が可能かどうかをチェックする。 （例） ①被虐待者本人が、親族に助けを求めたりすることができるか。 ②被虐待者本人が、近隣住民や民生委員に相談したり助けを求めたりすることができるか。 ③被虐待者本人が、地域包括支援センターなどに相談したり助けを求めたりすることができるか。						
養護者	10	引取りの希望	養護者が、被虐待者を家庭等へ引取することを希望しているか。 ＜留意点＞ 養護者がどういう気持ちで引取りを希望しているか、被虐待者の考えや希望とのずれ、家族間の考えや希望とのずれについてもチェックする。 （例） ①養護者の引取りたい気持ちに、焦りや被虐待者への依存的要素はないか。 ②養護者の引取りの希望が、親族間で共通しているか。 ③養護者に、被虐待者を含めた生活設計が具体的にあるか。						
	11	虐待の事実認識	養護者が虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいるか。 ＜留意点＞ 養護者の虐待行為に対する認知と解決への取組み状況をチェックする。 （例） ①養護者が、自身が行った行為を虐待の事実と認めているか。 ②養護者が、虐待行為について正しく理解しているか。 ③養護者が、問題解決に具体的に取り組んでいるか、解決について一定の成果が見られるか。						

項目	番号	視点	チェック項目と留意点 (右の該当欄に○)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
養護者	12	被虐待者の立場に立った見方	<p>養護者が、被虐待者の立場や気持ちをくみ取りながら支援することができるか。</p> <p><留意点> 養護者の、被虐待者への関わりや日常生活についての考え方をチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①養護者が、被虐待者の表情や態度から気持ちを察し、丁寧に応答できるか。</p> <p>②養護者が、家庭復帰後に起きる被虐待者の反応を予測し、適切に対応することができるか。</p> <p>③養護者が、被虐待者が考えている日常生活もしくは希望することを的確に認識しているか。</p>						
	13	被虐待者支援の知識・技術	<p>養護者が、被虐待者の認知度や自立度を理解し、通院・内服等に際し適切な支援ができるか。</p> <p><留意点> 養護者が、被虐待者の心身機能(認知・身体)について理解し、健康面の関わりができるかをチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①養護者が、被虐待者の状態等を的確に把握できているか。</p> <p>②養護者が、被虐待者の健康管理(内服の管理、食事の支援等)について支援できるか。</p> <p>③養護者が、被虐待者の通院等の協力や生活全般の支援ができるか。</p>						
	14	衝動のコントロール・精神的安定	<p>養護者自身が、被虐待者への怒りや衝動を適切にコントロールでき、精神的に安定しているか。</p> <p>(必要に応じて医療機関との関わりができるか)</p> <p><留意点> 養護者自身の怒りや衝動性、精神的状況について、自己コントロールができるかをチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①養護者が、自身の怒りや衝動を自覚することができ、処理する適切な手段・相談相手があるか。</p> <p>②養護者が、衝動的な行動を緩和させるため、医療機関への通院や服薬を適切にできるか。</p> <p>③精神的な問題がある養護者の場合、適切な治療等により状況が改善できるか。</p>						
	15	関係機関等との関係構築	<p>養護者が、地域包括支援センターや地域の関係機関と良好な関係が持て、適宜必要な援助が求められるか。</p> <p><留意点> 養護者が、虐待再発防止のために援助を求めることができるかをチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①養護者自ら地域包括支援センターへ連絡するなど、関係機関と養護者が信頼・支援関係を築けており、必要時適切な相談ができるか。</p> <p>②虐待再発の危険を養護者が認識したとき、養護者自身がすぐにSOSを出す意志があるか。</p> <p>③養護者に、ストレス発散の具体的な手段があるか。</p>						
家庭環境	16	親族との関係	<p>親族から必要なときに援助が得られるか。</p> <p><留意点> 被虐待者、養護者の親族の援助状況をチェックする。</p> <p>(例)</p> <p>①被虐待者や養護者が、親族と疎遠になったり対立したりしていないか。</p> <p>②被虐待者や養護者が困ったときに相談にのるなど、協力してくれる親族はいるか。</p> <p>③緊急時に、養護者に代わって支援できる親族はいるか。</p>						

項目	番号	視点	チェック項目と留意点（右の該当欄に○）	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
家庭環境	17	生活基盤の安定	<p>被虐待者及び養護者の経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されているか。</p> <p><留意点> 家族で暮らしていく場所があり、経済面の安定が確保されているかをチェックする。</p> <p>（例）</p> <p>①被虐待者や養護者が生活できる家や経済面の安定が確保されているか。 ②被虐待者や養護者に金銭問題や金銭管理能力の問題はないか。 ③食事や洗濯、清潔な環境が保てる等、被虐待者や養護者が健康的な日常生活を送れる状況にあるか。</p>						
	18	地域・近隣における支援	<p>被虐待者や養護者が、近隣や地域から必要な時に援助が得られるか。</p> <p><留意点> 被虐待者や養護者の近隣や地域との関係性をチェックする。</p> <p>（例）</p> <p>①被虐待者や養護者に対する、地域のキーパーソンがいるか。 ②被虐待者や養護者が困ったときに、地域で相談できる相手がいるか。 ③被虐待者や養護者が困ったときに、地域に何らかの支援や協力をしてくれる人（個人や団体）がいるか。</p>						
	19	地域の受入れ体制と連携調整	<p>被虐待者や養護者へ、公的機関等による支援体制が確保されているか。</p> <p><留意点> 被虐待者や養護者に、地域で必要とされるサービスがあるか、行政が関係機関と連携調整ができていないかをチェックする。</p> <p>（例）</p> <p>①養護者や家族が日常的に相談できる機関はあるか。（それはどこかを含めて） ②定期的な見守り体制や夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか。 ③被虐待者や養護者の支援に必要な情報が整理されており、支援者へ情報が提供されているか。</p>						
地域・行政	20	危機対応の体制整備	<p>虐待の再発時の対応等ができる体制ができていないか。</p> <p><留意点> 再発等の危機対応体制等をチェックする。</p> <p>（例）</p> <p>①高齢者虐待ネットワーク会議等において、緊急時の判断が取れるようになっているか。 ②緊急時の受け入れができる施設、病院との調整が図れているか。 ③家族を継続的にモニターし、虐待の再発等を速やかに察知できる環境にあるか。</p>						
	計（○の数）								

【評価の目安】

評価	A	家庭復帰を進める準備をする （概ね「はい」が6割以上、「ややはい」が2割以上）	「はい」の数 「ややはい」の数	12個以上 4個以上
	B	家庭復帰を検討する （概ね「はい」が5割以上、「ややはい」が2割以上）	「はい」の数 「ややはい」の数	10個以上 4個以上
	C	家庭復帰は考慮されるが課題がある （概ね「はい」が4割以上、「ややはい」が2割以上）	「はい」の数 「ややはい」の数	8個以上 4個以上
	D	家庭復帰は不可 （概ね「はい」が3割以下、「ややはい」を含めて5割以下）	「はい」の数 「ややはい」を含めて	6個以下 10個以下
※B, C, Dの場合、その理由を記入				

各種相談機関一覧

(平成27年3月現在)

注) 各機関の体制等については、今後変更されることもありますので、各機関のホームページ等でご確認ください。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1 生活, 社会福祉全般に関する総合相談 | 2 認知症, 精神障害等に関する相談 |
| 3 女性に関する相談 | 4 生活に関する相談 |
| 5 人権相談 | 6 法律関係の相談 |
| 7 成年後見制度等の相談 | 8 就職相談 |
| 9 介護, 福祉機器, 住宅改修等に関する相談 | 10 心の悩み相談 |
| 11 発達障害に関する相談 | 12 地域包括支援センター |
| 13 日常生活自立支援事業 基幹的社会福祉協議会 | |

1 生活, 社会福祉全般に関する総合相談

機関名	所在地	電話番号	相談内容等
県民相談センター	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎 3階)	029(301)2147	<ul style="list-style-type: none"> 県政全般の相談 法律相談 (予約制) 毎週金曜日及び第1・3火曜日 13時～16時 (1人30分以内)

2 認知症, 精神障害等に関する相談

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	相談内容	
保健所	水戸	310-0852	水戸市笠原町 993-2	029 (241) 0100	一般精神保健相談, 老人精神保健相談, ひきこもり相談等
	ひたちなか	312-0005	ひたちなか市新光町 95	029 (265) 5515	
	常陸大宮	319-2251	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295 (52) 1157	
	日立	317-0065	日立市助川町 2-6-15	0294 (22) 4188	
	鉾田	311-1517	鉾田市鉾田 1367-3	0291 (33) 2158	
	潮来	311-2422	潮来市大洲 1446-1	0299 (66) 2114	
	竜ヶ崎	301-0822	龍ヶ崎市光順田 2983-1	0297 (62) 2161	
	土浦	300-0812	土浦市下高津 2-7-46	029 (821) 5342	
	つくば	305-0035	つくば市松代 4-27	029 (851) 9287	
	筑西	308-0021	筑西市甲 114	0296 (24) 3911	
	常総	303-0005	常総市水海道森下町 4474	0297 (22) 1351	
	古河	306-0005	古河市北町 6-22	0280 (32) 3021	
精神保健福祉センター(ひきこもり相談支援センター)	310-0852	水戸市笠原町 993-2	029 (243) 2870	一般精神保健相談, 思春期相談, アルコール相談や薬物特定相談	

機 関 名	所 在 地	電話番号	相 談 内 容 等	
認知症疾患医療センター	筑波大学附属病院	〒305-8576 つくば市天久保 2-1-2	029(853)3645	・ 認知症に関する専門医療相談や鑑別診断
	石崎病院	〒311-3122 茨城町上石崎 4698	029(293)7165	
	栗田病院	〒311-0117 那珂市豊喰 505	029(298)0175	
	日立梅ヶ丘病院	〒316-0012 日立市大久保町 2409-3	0294(35)2764	
	鹿島病院	〒314-0012 鹿嶋市平井 1129-2	0299(84)0660	
	宮本病院	〒300-0605 稲敷市幸田 1247	0299(79)2114	
	古河赤十字病院	〒306-0014 古河市下山町 1150	0280(23)7121	
社団法人 認知症のひと家族 の会茨城県支部	〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎内	029(879)0808	・ 認知症介護に関する相談，家族間の交流や情報交換等を実施 ・ 電話相談（第 2 金曜日を除く毎週金曜日 13 時～15 時）	
特定非営利活動法人 認知症ケア研究所	〒310-0841 水戸市字酒門町 4637-2	029(247)9292	・ 認知症介護に関する研修，相談，研究活動等を実施	

3 女性に関する相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	相談内容等
婦人相談所 (配偶者暴力相談 支援センター)	310-0011	水戸市三の丸 1-5-38 (県三の丸庁舎内)	029(221)4166	D V 相談及び女性に関する相談

4 生活に関する相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	相談内容等
県央福祉事務所 (福祉相談センター) 生活保護課	310-0011	水戸市三の丸 1-5-38 (県三の丸庁舎内)	029(226)1512	・ 生活保護 (市在住の方は，相談・申請ともに各市福祉事務所へ，町村在住の方は，申請は各町村福祉課へ)
県北県民センター 県民福祉課 地域福祉室	313-0013	常陸太田市山下町 4119 (県常陸太田合同庁舎内)	0294-80-3320	
県南県民センター 県民福祉課 地域福祉室	300-0051	土浦市真鍋 5-17-26 (県土浦合同庁舎内)	029(822)7241	
県西県民センター 県民福祉課 地域福祉室境分室	306-0404	猿島郡境町長井戸 320 (県境合同庁舎内)	0280(87)0224	

機 関 名		所 在 地	電話番号	相談内容等
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会		〒310-8586 水戸市千波町 1918 (県総合福祉会館内)	029(241) 1133	・生活福祉資金の貸付 (借入申込は民生委員を通じ 市町村社会福祉協議会へ)
茨城県消費生活センター		〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 (水戸合同庁舎内)	029(225) 6445	・消費生活相談 商品の購入契約, サービス の提供契約などに伴う事業 者とのトラブルやクレジット, サラ金問題等 (各市町村の消費生活センタ ーにおいても相談を受けて います。)
日本 年金 機構 年金 事務 所	日立	〒317-0073 日立市幸町 2-10-22	0294(24) 2194	・年金の相談
	水戸南	〒310-0817 水戸市柳町 2-5-17	029(227) 3278	
	水戸北	〒310-0062 水戸市大町 2-3-32	029(231) 2283	
	土浦	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-29	029(825) 1170	
	下館	〒308-8520 筑西市菅谷 1720	0296(25) 0829	
街の年金相談センター 水戸		〒310-0021 水戸市南町 3-4-10 住友生命水戸ビル 1階	—	・年金の相談 (来訪による相談のみ)
街の年金相談センター 土浦		〒300-0037 土浦市桜町 1-16-12 住友生命土浦ビル 3階	—	・年金の相談 (来訪による相談のみ)
日本年金機構		〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24	0570(05) 1165	・年金の相談

5 人権相談

機 関 名		所 在 地	電話番号	相談内容等
水戸 地方 法務 局	人権擁護課	〒310-0011 水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館 7F	029(227) 9920	・人権相談 月～金曜日 8:30～17:15 (各市町村などで特設人権相 談所を臨時開催している場 合もありますのでお問い合 わせください。)
	日立支局	〒317-0072 日立市弁天町 2-13-15	0294(21) 2253	
	常陸太田支局	〒313-0013 常陸太田市山下町 1221-1	0294(73) 0221	
	土浦支局	〒300-0812 土浦市下高津 1-12-9	029-821-0792	
	龍ヶ崎支局	〒301-0822 龍ヶ崎市 2985	0297(64) 2607	
	鹿嶋支局	〒314-0032 鹿嶋市宮下 5-20-4	0299(83) 6000	
	下妻支局	〒304-0067 下妻市下妻乙 1300-1	0296(43) 3935	

6 法律関係の相談

機 関 名	所 在 地	電話番号	相談内容等
日本司法支援センター 茨城地方事務所 (法テラス茨城)	〒310-0062 水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3F	050(3383)5390	法律相談。利用方法等は 86 ページを参照 月～金曜日 9:00～17:00
茨城県弁護士会法律相 談センター	〒310-0062 水戸市大町 2-2-75 (茨城県弁護士会館内)	029(227)1133	法律相談。利用方法等は 86 ページを参照
水戸家庭裁判所	〒310-0062 水戸市大町 1-1-38	029(224)8175	家庭・親族問題等の手続案 内, 調停審判手続等の手続案 内

7 成年後見制度等の相談

機 関 名	所 在 地	電話番号	相談内容等
水戸家庭裁判所	〒310-0062 水戸市大町 1-1-38	029(224)8175	・成年後見制度
社団法人成年後見セン ター・リーガルサポー ト 茨城支部	〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16 (茨城司法書士会館内)	029(302)3166	・成年後見制度 月～金曜日 9:00～17:00
茨城県社会福祉士会 (ばあとなあいばら き)	〒310-8586 水戸市千波町 1918 (県総合福祉会館内)	029(244)9030	・成年後見制度 ・受付時間 月～金曜日 10:00～15:00
茨城県日常生活自立支 援センター	〒310-0851 水戸市千波町 1918 (県総合福祉会館内)	029(241)1133	・日常生活自立支援事業 月～金曜日 8:30～17:15 (各市町村社会福祉協議会 においても相談を受けてい ます。)

8 就職相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
公共職業安定所（ハローワーク）	水戸	310-8509	水戸市水府町 1573-1	029(231)6221
	笠間(出)	309-1613	笠間市石井 2026-1	0296(72)0252
	日立	317-0063	日立市若葉町 2-6-2	0294(21)6441
	筑西	308-0821	筑西市大字成田 628-1	0296(22)2188
	下妻(出)	304-0041	下妻市古沢 34-1	0296(43)3737
	土浦	300-0051	土浦市真鍋 1-18-19	029(822)5124
	古河	306-0011	古河市東 3-7-23	0280(32)0461
	常総	303-0034	常総市水海道天満町 4798	0297(22)8609
	石岡	315-0037	石岡市東石岡 5-7-40	0299(26)8141
	常陸大宮	319-2255	常陸大宮市野中町 3083-1	0295(52)3185
	龍ヶ崎	301-0041	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297(60)2727
	高萩	318-0033	高萩市本町 4-8-5	0293(22)2549
	常陸鹿嶋	314-0031	鹿嶋市宮中 1995-1 労働総合庁舎内	0299(83)2318

機 関 名		郵便番号	所 在 地	電話番号	相談内容等
いばらき就職・生活総合支援センター	いばらき就職・生活総合支援センター（ジョブカフェいばらき）	310-0011	水戸市三の丸 1-7-41	029(300)1916	・雇用相談，適職診断，カウンセリング，職業紹介等
	県北地区就職支援センター（ジョブカフェけんぼく）	313-0013	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3366	
	日立地区就職支援センター（ジョブカフェひたち）	317-0073	日立市幸町 1-21-2 （日立市商工会議所会館内）	0294(27)7172	
	鹿行地区就職支援センター（ジョブカフェろっこう）	311-1517	鉾田市鉾田 1367-3 （鉾田合同庁舎内）	0291(34)2061	
	県南地区就職支援センター（ジョブカフェけんなん）	300-0051	土浦市真鍋 5-17-26 （土浦合同庁舎内）	029(825)3410	
	県西地区就職支援センター（ジョブカフェけんせい）	308-0841	筑西市二木成 615 （筑西合同庁舎内）	0296(23)3811	
茨城県福祉人材センター		310-8586	水戸市千波町 1918 （県総合福祉会館内）	029(244)3727	福祉に関する職業の斡旋等
公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会		310-0851	水戸市千波町 1918 （県総合福祉会館内）	029(244)4622	概ね 60 歳以上対象。会員制

9 介護，福祉機器，住宅改修等に関する相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
茨城県介護実習・普及センター	310-0851	水戸市千波町 1918 （県総合福祉会館内）	029(241)6939

10 心の悩み相談

機 関 名	所 在 地	電話番号	受付時間等
社会福祉法人 茨城いのちの電話	つくば	029(855)1000	電話相談 年中無休 24時間受付
	水戸	029(255)1000	年中無休 13時～20時
心の電話 カウンセリング	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 （精神保健福祉センター内）	029(244)0556	電話相談 月～金曜日 9時～16時
公益財団法人茨城カウンセリングセンター	〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 （茨城県産業会館内）	029(225)8580	面接相談 月～土曜日 10時～18時 （予約制・有料）

11 発達障害に関する相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	開設時間
茨城県発達障害者支援センター	311-3157	東茨城郡茨城町木幡北山 2766-37 （社会福祉法人梅の里内）	029(219)1222	月～金曜日 9時～17時

12 地域包括支援センター

No.	市町村名	地域包括支援センター名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	水戸市	水戸市地域包括支援センター	310-8610	水戸市三の丸1-5-48	029-232-9110
2	日立市	日立市地域包括支援センター	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111
3		地域包括支援センター福祉の森聖孝園	319-1305	日立市十王町高原333-6	0294-39-1166
4		地域包括支援センター鮎川さくら館	316-0035	日立市国分町3-12-10	0294-36-7303
5		地域包括支援センター金沢弁天園	316-0015	日立市東金沢町4-16-10	0294-33-7424
6		地域包括支援センター成華園	319-1222	日立市久慈町4-19-21	0294-33-7119
7	土浦市	土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	300-0036	土浦市大和町9-2 ウララ2 総合福祉会館4階	029-824-0332
8	古河市	古河市中心地域包括支援センター	306-0221	古河市駒羽根1501	0280-92-5920
9	石岡市	石岡市地域包括支援センター	315-0009	石岡市大砂10527-6	0299-35-1127
10	結城市	結城市地域包括支援センター	307-8501	結城市大字結城1447	0296-34-0324
11	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市地域包括支援センター	301-8611	龍ヶ崎市3710番地	0297-62-8686
12	下妻市	下妻市地域包括支援センター	304-8501	下妻市本城町2-22	0296-43-2111
13	常総市	常総市地域包括支援センター	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2930
14	常陸太田市	常陸太田市地域包括支援センター	313-0041	常陸太田市稲木町33 総合福祉会館内	0294-72-8881
15	高萩市	高萩市地域包括支援センター	318-0031	高萩市春日町3-10	0293-22-0080
16	北茨城市	北茨城市地域包括支援センター	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111
17	笠間市	笠間市地域包括支援センター	309-1792	笠間市中央3-2-1	0296-78-5871
18	取手市	取手市地域包括支援センター	302-8585	取手市寺田5139番地	0297-71-2727
19	牛久市	牛久市地域包括支援センター	300-1292	牛久市中央3-15-1	029-878-5050
20	つくば市	つくば市地域包括支援センター	305-8555	つくば市荻間2530番地2 (研究学園D32街区2画地)	029-883-1134
21	ひたちなか市	ひたちなか市東部地域包括支援センター	311-1207	ひたちなか市烏ヶ台11835-2	029-264-1501
22		ひたちなか市南部地域包括支援センター	312-0022	ひたちなか市金上562-1	029-354-5221
23		ひたちなか市西部地域包括支援センター	312-0032	ひたちなか市津田2093-1	029-276-0655
24	鹿嶋市	鹿嶋市だいでう地域包括支援センター	311-2206	鹿嶋市武井1956-3	0299-77-5681
25		鹿嶋市なかの地域包括支援センター	311-2215	鹿嶋市和824-1	0299-95-9910
26		鹿嶋市かしま東地域包括支援センター	314-0012	鹿嶋市平井1350-332	0299-82-9351
27		鹿嶋市かしま西地域包括支援センター	314-0031	鹿嶋市宮中5200	0299-85-1522
28	潮来市	潮来市地域包括支援センター	311-2421	潮来市辻765	0299-63-1288
29	守谷市	守谷市地域包括支援センター	302-0198	守谷市大柏950番地の1	0297-45-1111
30	常陸大宮市	常陸大宮市南部地域包括支援センター	319-2261	常陸大宮市上町318-1	0295-53-6810
31		常陸大宮市北部地域包括支援センター	319-3106	常陸大宮市西野内1537-1	0295-57-3326

No.	市町村名	地域包括支援センター名称	郵便番号	所在地	電話番号
32	那珂市	地域包括支援センター青燈会	311-0105	那珂市菅谷605-2	029-295-5288
33		地域包括支援センターナザレ園	319-2103	那珂市中里352-1	029-296-3405
34		地域包括支援センターゆたか園	311-0111	那珂市後台2045-3	029-295-1287
35	筑西市	筑西市地域包括支援センター	308-8616	筑西市下中山732-1	0296-24-2111
36	坂東市	坂東市地域包括支援センター	360-0502	坂東市山2721番地	0280-82-1284
37		坂東市南部地域包括支援センター	306-0626	坂東市小山258番地	0297-38-2161
38	稲敷市	稲敷市地域包括支援センター	300-0504	稲敷市江戸崎甲1992	029-834-5353
39	かすみがうら市	かすみがうら市地域包括支援センター	300-0134	かすみがうら市深谷3671-2	029-897-1111 (内線5206, 5207)
40	桜川市	桜川市地域包括支援センター	309-1292	桜川市岩瀬64-2 (介護長寿課内)	0296-75-3111
41	神栖市	神栖市地域包括支援センター	314-0121	神栖市溝口1746-1	0299-91-1701
42		地域包括支援センター 済生会かみす	314-0112	神栖市知手中央7丁目2番45号	0299-95-9500
43	行方市	行方市地域包括支援センター	311-3512	行方市玉造甲478-1	0299-55-0114
44	鉾田市	鉾田市地域包括支援センター	311-1517	鉾田市鉾田1443	0291-34-0011
45	つくばみらい市	つくばみらい市地域包括支援センター	300-2312	つくばみらい市神生530	0297-57-0123
46	小美玉市	小美玉市地域包括支援センター	311-3495	小美玉市上玉里1122	0299-48-1111
47		小美玉市地域包括支援センター美野里	319-0132	小美玉市部室1106	0299-35-7172
48	茨城町	茨城町地域包括支援センター	311-3131	東茨城郡茨城町小堤1037-1	029-292-8577
49	大洗町	大洗町地域包括支援センター	311-1305	東茨城郡大洗町港中央26-1	029-267-4100
50	城里町	城里町地域包括支援センター	311-4391	東茨城郡城里町石塚1428-25	029-288-3111
51	東海村	東海村地域包括支援センター	319-1118	那珂郡東海村舟石川駅東3丁目9番33号	029-287-2516
52	大子町	大子町地域包括支援センター	319-3526	久慈郡大子町大字大子1846	0295-72-1175
53	美浦村	美浦村地域包括支援センター	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村役場内	029-885-0340
54	阿見町	阿見町地域包括支援センター	300-0331	稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館内	029-887-8124
55	河内町	河内町地域包括支援センター	300-1312	稲敷郡河内町長竿3693-2	0297-60-4071
56	八千代町	八千代町地域包括支援センター	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170 (福祉保健課内)	0296-30-2400
57	五霞町	五霞町地域包括支援センター	306-0303	猿島郡五霞町江川3201番地福祉センター「ひばりの里」内	0280-84-0765
58	境町	境町地域包括支援センター ファミール境	306-0405	猿島郡境町塚崎4864	0280-87-7111
59	利根町	利根町地域包括支援センター	300-1632	北相馬郡利根町下曾根221-1	0297-68-8941

13 日常生活自立支援事業 基幹的社会福祉協議会

No.	地域包括支援センター名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	水戸市社会福祉協議会	311-4141	水戸市赤塚1-1 (MIOS 2階) 水戸市福祉ボランティア会館内	029(309)5001
2	日立市社会福祉協議会	317-0076	日立市会瀬町4-9-13 福祉プラザ内	0294(37)1122
3	土浦市社会福祉協議会	300-0036	土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階	029(821)5995
4	古河市社会福祉協議会	306-0204	古河市新久田271-1 古河福祉の森会館内	0280(48)0808
5	石岡市社会福祉協議会	315-0009	石岡市大砂10527-6 ふれあいの里石岡ひまわりの館	0299(22)2411
6	結城市社会福祉協議会	307-0001	結城市結城7473 結城市役所駅前分庁舎	0296(33)0225
7	龍ヶ崎市社会福祉協議会	301-0007	龍ヶ崎市馴柴町834-1 龍ヶ崎市地域福祉会館	0297(62)5176
8	下妻市社会福祉協議会	304-0064	下妻市本城町3-13	0296(44)0142
9	常総市社会福祉協議会	303-0034	常総市水海道天満町2472 市民・福祉センター内ふれあい館	0297(23)2233
10	常陸太田市社会福祉協議会	313-0041	常陸太田市稲木町3-3 常陸太田市総合福祉会館	0294(73)1717
11	高萩市社会福祉協議会	318-0031	高萩市春日町3-1-0 高萩市総合福祉センター	0293(23)8341
12	北茨城市社会福祉協議会	319-1542	北茨城市磯原町本町2-4-16 北茨城市地域福祉交流センター	0293(42)0782
13	笠間市社会福祉協議会	309-1704	笠間市美原3-2-11 笠間市友部社会福祉会館	0296(77)0730
14	取手市社会福祉協議会	302-0021	取手市寺田5144-3 取手市福祉交流センター	0297(72)0603
15	牛久市社会福祉協議会	300-1292	牛久市中央3-15-1 牛久市役所分庁舎内	029(871)1295
16	つくば市社会福祉協議会	305-0018	つくば市金田1979 つくば市役所桜庁舎内	029(857)7500
17	ひたちなか市社会福祉協議会	312-0041	ひたちなか市西大島3-16-1 ひたちなか市総合福祉センター	029(274)3241
18	鹿嶋市社会福祉協議会	314-0012	鹿嶋市平井1350-45 鹿嶋市老人福祉センター	0299(82)2621
19	潮来市社会福祉協議会	311-2421	潮来市辻765 潮来市保健センター	0299(63)1296
20	守谷市社会福祉協議会	302-0116	守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館	0297(45)0088
21	常陸大宮市社会福祉協議会	319-2254	常陸大宮市北町388-2 総合保健福祉センター かがやき	0295(53)1125
22	那珂市社会福祉協議会	319-2102	那珂市瓜連321	029(229)0309
23	筑西市社会福祉協議会	308-0806	筑西市小林355 筑西市総合福祉センター	0296(22)5191
24	坂東市社会福祉協議会	306-0632	坂東市辺田48 坂東市岩井福祉センター「夢積館」内	0297(35)4811
25	稲敷市社会福祉協議会	300-0504	稲敷市江戸崎甲1992 稲敷市江戸崎福祉センター	029(892)5711
26	かすみがうら市社会福祉協議会	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1 あじさい館	029(898)2527
27	桜川市社会福祉協議会	309-1223	桜川市鉄田612 岩瀬福祉センター	0296(76)1357

No.	基幹的社協の名称	郵便番号	住所	電話
28	神栖市社会福祉協議会	314-0121	神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福祉会館内	0299(93)0294
29	行方市社会福祉協議会	311-3512	行方市玉造甲403 玉造福祉センター	0299(36)2020
30	鉾田市社会福祉協議会	311-1528	鉾田市当間228 老人福祉センター「ともえ荘」	0291(32)5831
31	つくばみらい市社会福祉協議会	300-2312	つくばみらい市神生530 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	0297(57)0123
32	小美玉市社会福祉協議会	311-3436	小美玉市上玉里1122 小美玉市玉里保健福祉センター	0299(37)1551
33	茨城町社会福祉協議会	311-3131	東茨城郡茨城町小堤1037-1 茨城町総合福祉センター(ゆうゆう館)	029(292)7141
34	大洗町社会福祉協議会	311-1305	東茨城郡大洗町港中央26-1 大洗町健康福祉センター	029(266)3021
35	城里町社会福祉協議会	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町常北保健福祉センター	029(288)7013
36	東海村社会福祉協議会	319-1112	那珂郡東海村村松2005 東海村総合福祉センター「絆」内	029(283)0205
37	大子町社会福祉協議会	319-3526	久慈郡大子町大子722-1 大子町文化福祉会館「まいん」	0295(72)2005
38	美浦村社会福祉協議会	300-0424	稲敷郡美浦村受領1546-1 美浦村デイサービスセンター	029(885)0038
39	阿見町社会福祉協議会	300-0331	稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館	029(887)0084
40	河内町社会福祉協議会	300-1331	稲敷郡河内町生板9593-1 河内町福祉センター	0297(84)2830
41	八千代町社会福祉協議会	300-3572	結城郡八千代町菅谷1033 八千代町保健センター	0296(49)3949
42	五霞町社会福祉協議会	306-0303	猿島郡五霞町江川3201 五霞町福祉センターひばりの里	0280(84)0765
43	境町社会福祉協議会	306-0404	猿島郡境町長井戸1681-1 境町社会福祉会館	0280(87)2525
44	利根町社会福祉協議会	300-1622	北相馬郡利根町布川2968 利根町民すこやか交流センター	0297(68)7771

引用・参考文献・資料等

(順不動)

- 処遇困難ケース対応マニュアル～やむを得ない事由による措置を中心として～
群馬県保健福祉部高齢政策課（平成16年3月）
- いつまでも安心して暮らしたい―高齢者虐待事例集―
群馬県保健福祉部高齢政策課（平成15年3月）
- 横須賀市高齢者虐待防止事業報告書～事業立ち上げのために～
横須賀市（平成16年3月）
- 横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）～高齢者虐待かなと思ったら～
横須賀市（平成16年3月）
- 高齢者虐待防止マニュアル（高齢者虐待のない社会をめざして） 金沢市（平成16年3月）
- 高齢者虐待対策検討報告書（人としての尊厳を実感できる地域社会づくりに向けて）
世田谷区高齢者虐待対策検討会（平成16年3月）
- 三鷹市高齢者虐待予防・対応マニュアル～高齢者の人権・尊厳を守るために～
三鷹市健康福祉部高齢者支援室
- 岡山県高齢者虐待防止ガイドライン 岡山県保健福祉部長寿社会対策課（平成16年12月）
- 「在宅における高齢者虐待防止マニュアル作成・普及事業」研究事業報告書
（財）日本訪問看護振興財団（平成14年3月）
- 痴呆への正しい理解と高齢者の尊厳を守る
熊本県健康福祉部高齢者いきがい課（平成16年3月）
- 「やむを得ない事由による措置」（特養への入所措置）事務の手引き
宮城県保健福祉部長寿社会政策課（平成16年2月）
- 地域ケアコーディネーター活動マニュアル 茨城県保健福祉部厚生総務課（平成16年2月）
- 成年後見制度の市町村申立の活性化と成年後見人等報酬助成の速やかな実施を求める意見書
日本弁護士連合会（2003年8月）
- 高齢者虐待を防止するための提言 日本弁護士連合会（2004年10月）
- 老人虐待の予防と支援―高齢者・家族・支え手をむすぶ― 高崎絹子他
（株）日本看護協会出版会（2004年6月）
- 高齢者虐待に挑む―発見，介入，予防の視点― 高齢者虐待防止研究会
（編集代表：津村智恵子・大谷昭）中央法規出版（株）（2004年7月）
- 高齢者虐待―専門職が出会った虐待・放任― 寝たきり予防研究会編
（株）北大路書房（2002年10月）
- 高齢者虐待―日本の現状と課題― 多々良紀夫 中央法規出版（株）（2001年9月）
- 高齢者虐待―実態と防止策― 小林篤子 中央公論新社（2004年7月）
- 高齢者虐待対応事例集 青森県健康福祉部高齢福祉保健課（平成18年3月）
- 高齢者虐待への対応と養護者支援について 厚生労働省老健局（平成18年4月）
- 高齢者虐待防止法活用ハンドブック
日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編（平成18年6月）
- 千葉県高齢者虐待対応マニュアル 千葉県健康福祉部（平成18年11月）

- 家庭内における高齢者虐待に関する調査 財団法人医療経済研究機構（平成 15 年度）
- 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き
社団法人日本社会福祉士会（平成 23 年 3 月）
- 養護者による高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定並びに施設従事者による虐待
対応の実態調査及び対応システムのあり方に関する研究」報告書
社団法人日本社会福祉士会（平成 23 年 3 月）
- 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
社団法人日本社会福祉士会（平成 24 年 3 月）
- 愛知県高齢者虐待対応マニュアル 愛知県（平成 23 年 3 月）
- 昭島市高齢者虐待対応マニュアル 昭島市（平成 25 年 3 月）
- 横浜市高齢者虐待防止事業指針 横浜市（平成 23 年 4 月）
- 施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト
社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（平成 21 年 3 月）
- 身体拘束ゼロへの手引き（高齢者ケアに関わるすべての人に）
厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」（平成 13 年 3 月）

平成26年度 茨城県高齢者権利擁護対策推進委員会委員名簿

	団 体 等 名 称	職 名	氏 名
1	社団法人 茨城県医師会	理 事	延島 茂人
2	公益社団法人 茨城県看護協会	常任理事	相川 三保子
3	茨城県弁護士会	弁 護 士	杉下 弘之
4	一般社団法人茨城県社会福祉士会	事務局長	小森 弘道
5	一般社団法人 茨城県介護福祉士会	副会長	石井 卓文
6	特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー協会	介護支援専門員	千葉 剛
7	茨城県老人福祉施設協議会	会 長	古谷 博
8	一般社団法人茨城県介護老人保健施設協会	会 長	小柳 賢時
9	茨城県地域密着型介護サービス協議会	主任介護支援専門員	大友 啓二郎
10	茨城大学	教 授	瀧澤 利行◎
11	茨城県立医療大学	准 教 授	安川 揚子○
12	法務省水戸地方法務局人権擁護課	人権擁護課長	三戸 誠
13	結城市介護福祉課	課 長	曾雌 敦
14	東海村介護福祉課地域包括支援センター	センター長	藤田 朋子
15	茨城県市町村保健師連絡協議会	水戸ブロック長	谷津 靖子
16	常陸太田市社会福祉協議会里美支所	地域ケア コーディネーター	佐藤 幸子
17	茨城県警察本部生活安全総務課	人身安全対策室 課長補佐	西野 智子

◎＝委員長 ○＝副委員長

高齢者虐待対応マニュアル（改訂版）

編集・発行 茨城県保健福祉部 長寿福祉課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-1111（県庁代表） 内線：3331
029-301-3332（地域ケア推進室地域ケア推進G）

FAX 029-301-3348

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/anzenansin/gyakutai.html>